

令和3年度（2021年度）熊本市介護サービス情報の公表に関する計画

1 目的

この計画は、介護保険法（以下「法」という。）第115条の35に規定する「介護サービス情報公表」制度の施行のため、介護保険法施行令第37条の2第1項に規定する介護サービス情報の報告等に関する計画を定めるものとする。なお、調査の実施については、別に定める調査指針により実施する。

2 計画の基準日

令和3年（2021年）4月1日

3 計画の期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで

4 報告の対象となる事業所等

令和3年度（2021年度）対象サービス（別紙1）を提供する事業所のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 計画の基準日前1年間において、介護報酬（利用者負担を含む。）の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所等（以下「既存事業所」という。）
- (2) 令和3年（2021年）4月以降、新規に指定を受けた事業所等（以下「新規事業所」という。）
- (3) 上記（1）（2）のいずれにも該当しないが、任意で介護サービス情報を公表すること別紙様式1により申し出た事業所等

5 報告の内容

報告期限前のできるだけ直近の情報を報告する。

- (1) 既存事業所が報告する内容は、介護保険法施行規則第140条の45に規定する別表第1（以下「基本情報」という。）及び別表第2を必須とする。
- (2) 新規事業所が報告する内容は、基本情報を必須とする。

6 報告の方法

各対象事業所は、原則として、インターネットにより、介護サービス情報公表システムにログインし、当該システムに入力する方法で報告する。なお、システムログインに必要なパスワードは、新たに報告の対象となった場合に、事業所ごとに付与する。

7 事業所ごとの報告及び公表時期

報告及び公表時期に関する計画については、別紙2のとおりとする。

8 事業所の調査

事業所等からの報告に関して必要があると認めるときは、法第115条の35第3項に定める調査を、別に定める指針に基づき実施する。なお、法第115条の35第3項にかかわらず、自ら調査を希望する事業者は、令和3年（2021年）11月30日（火）までに、（別紙）介護サービス情報調査申出書を提出するものとする。この場合、調査手数料（18,000円）については、調査の実施が通知された後、調査期日までに、熊本市収入証紙で納入するものとする。

9 その他

（1）介護サービス提供の廃止・休止の取り扱い

既存対象事業所等が報告期限前に廃止又は休止した場合には、報告義務がないものとする。

（2）介護サービス情報の更新の取り扱い

基本情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

（3）是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取り扱い

熊本市長から法第115条の35第4項の規定に基づく報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、調査等必要な確認を行った上で公表する。

（4）本計画に定めるもののほか、介護サービス情報の公表に関する詳細な取り扱いについては、熊本市ホームページに掲載する。

10 報告先

熊本市 健康福祉局 福祉部 介護保険課 介護事業指導室

住所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話：096-328-2793

FAX：096-327-0855